

第5期岐阜県地域福祉支援計画策定委員会（第4回） 議事概要

日時	令和6年1月31日（水）10:30～11:45
場所	岐阜県議会棟第1会議室
出席委員（9名）	飯尾委員長、石井委員、上野委員、大宮委員、岡本委員、後藤委員、小林委員、澤井委員、鈴木委員
欠席委員（4名）	井上委員、岩佐委員、棚橋委員、坪井委員
事務局	丹藤健康福祉部長、浅井健康福祉部次長、地域福祉課 一柳課長、斉藤福祉人材対策監、中野係長、木下主任
オブザーバー	医療整備課、保健医療課、高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課

議題：第5期岐阜県地域福祉支援計画（案）について

事務局	（資料に基づき、計画案について説明）
委員	孤独・孤立対策官民連携プラットフォームについて、加入団体という言葉が使われているが、加入手続があるということによいか。
事務局	設置要綱等により加入手続を定めており、各団体には手続を踏んで参画いただく形としている。
委員	プラットフォームの機能として、「住民に身近な自治体が主体となって連携した支援を実施」と書かれているが、市町村の果たす役割が大きいと考えられるため、具体的な取組においても市町村の役割に言及できるとよい。
事務局	加入団体の中には、市町村や市町村社会福祉協議会が含まれている。具体的な取組の記載については、検討させていただく。
委員	プラットフォームにおける市町村の位置付けについては、どのように考えているか。
事務局	孤独・孤立対策推進法が令和6年4月から施行され、各市町村においても孤独・孤立対策に取り組んでいくことになると思うが、県のプラットフォームでは、他の加入団体と横並びで、連携・協働していただくという形で考えている。
委員	市町村が区域や縦割りを越えて、視野を広く活動していけるかということが重要ではないか。
委員	県内でもそのNPOの存在が非常に大きくなってきているが、NPOの長所として、地域を限定せず、広域的に幅広く対応できることがある。NPOが地域の中で力を発揮するための仕組みづくりとして、市町村とNPOとの連携は、非常に意味のあることだと考えている。

委員	地域における支え合いの推進に当たっては、活動組織の存在も重要であるため、各地域での活動の設立を進めていくことも必要ではないか。
事務局	新型コロナの影響もあって活動数が減少しているため、県内各地域で行われている活動を横展開していく。また、活動への参加者が少ないということも課題であることから、活動の内容や重要性についての周知啓発にも取り組んでいく。
委員	各地域において、支え合う・助け合うための組織がより広がってほしい。
委員	支え合い活動について、さらに周知を図り、理解を得るため、意識して取り組んでいく必要があると思う。
委員	35ページの具体的な取組に「母親クラブ」という言葉が出てくるが、子育てをするのは女性に限られないため、他の表現に変更した方がよいのではないか。
事務局	ご指摘の記載については、他の名称を使用できないか検討する。
委員	プラットフォーム加入団体による連携支援事業が展開されている市町村数が成果指標とされているが、この指標については、どのような状況になれば、達成と評価されるのか。
事務局	プラットフォームには、市町村、市町村社会福祉協議会をはじめ、県内各地域で活動する団体が加入しているが、今後は、市町村とNPO、複数のNPOなど、加入団体同士が実際に連携して支援を実施していくために設定している指標であり、複数の加入団体関わって、支援の活動・取組を実施しているということをもって、支援が提供されている区域として計上にしていく形で考えている。 市町村が実施主体になる場合だけでなく、NPO同士での連携・協働を進める場合も含めて、加入団体間の連携・協働の取組を進めていきたい。
委員	成果指標のうち、重層的支援体制整備事業の実施市町村について、目標が21市町村とされているが、重層的な支援体制の整備が特に重要と思われるため、この段階では、全市町村での実施を目標とした方がよいのではないか。
事務局	市町村においては、包括的な支援体制の整備が努力義務とされており、体制整備に当たっては重層的支援体制整備事業の実施が有効であるため、この成果指標を設定している。目標値については、現時点での各市町村の実施予定や検討状況を踏まえて算出しており、市町村によっては、必ずしも当該事業を実施しなくても体制を整備できるところもあること、法律上も任意事業とされていることから、全市町村での実施とはしていない。
委員	規模の小さな町村などでは、当該事業を実施しなくても既に体制を整備できているところもある。

事務局	計画の進捗の評価を行う際には、重層的支援体制整備事業を実施していないからといって、包括的な支援体制を整備できていないという誤解を招くことのないよう説明を行っていく。
委員	重層的支援体制整備事業を実施している市町村では、以前よりも相談支援に力が入っており、さらに取組を進めることで、多くの関係者の参加や地域づくりにつながるとよいと思っている。 プラットフォームについても、専門的な支援を行っているNPOなどが一堂に会するというのは、非常によい機会だと思う。今後は、市町村や地域住民、民生委員などがNPOとどのように繋がるかということが大切であり、ひきこもりの方も含めて、孤独・孤立に悩む方に手を差し伸べる方法を考えていきたい。
委員	ヤングケアラーの実態調査における「ヤングケアラー」の定義について、調査対象に高校生も入っているため、何歳までがヤングケアラーに該当するのかを明記できるとよい。
事務局	定義に年齢を追記することを検討させていただく。
委員	ケアラーへの支援について、ヤングケアラーだけでなく、8050問題や老々介護、重度障害の看護など、ケアラー全般を視野に入れていることが、明確になる記載としてはどうか。
事務局	記載内容について、検討させていただく。
委員長	今回修正を検討することとした部分については、委員長に一任いただくということではどうか。
(委員)	(異議なし)
事務局	本日の意見を事務局で整理し、委員長の確認を経て、県議会に議案を提出する。 (閉会)